

(目的)

第 1 条 この規程は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号)」(以下「法」という。)および「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(平成 27 年 2 月 24 日閣議決定)」(以下、「基本方針」という。)に基づき、京都橘大学における障害のある学生に対する差別解消の推進体制について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、以下の用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 「障害のある学生」

身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)その他の心身の機能の障害があり、障害および社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある本学学生または、本学への入学志願者をいう。

(2) 「社会的障壁」

障害のある学生にとって日常生活または社会生活を営む上で妨げになるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(3) 「学生」

京都橘大学における教育・研究、その他本学が行う活動において、そこに参加または関与する正規の学部・大学院生および本学への進学希望のある者をいう。

(4) 「教職員」

京都橘大学に勤務するすべての教員および事務職員をいう(業務委託により従事するカウンセラー・派遣労働者・パートタイマーを含む)。

(5) 「部局」

本学の学部・研究科、センター、部、課、事務部、室をいう。

(障害を理由とする差別解消の推進体制)

第 3 条 本学における障害を理由とする差別解消の推進に関する体制は、以下の各号のとおりとする。

(1) 最高管理責任者 学長をもって充てる。

(2) 統括監督責任者 最高管理責任者が指名した副学長 1 名並びに法人事務局長をもって充てる。

(3) 監督責任者 部局長をもって充て、当該部局における監督者を指定する。

(4) 監督者 専任教員および専任事務職員のうち、監督責任者が指名した者を充てる。なお、学科においては各学科長(通信教育課程においては課程長)を充て、研究科においては監督責任者が兼ねるものとする。

(相談体制)

第 4 条 障害のある学生および関係教職員からの相談に対応するために、京都橘大学障害学生支援室(以下、「障害学生支援室」という。)を置く。障害学生支援室の組織および運営に関する必要な事項は別に定める。

2 障害のある学生および学生の家族等からの障害を理由とする差別解消に関する相談に的確に応じるための相談窓口は、次の各号に掲げる部局とする。

(1) 授業および学内での学修に関すること…所属する学部・研究科(教務委員・大学院委員)、所属学部・研究科担当学務課、障害学生支援室

(2) 課外活動に関すること…学生支援課

(3) 福利厚生に関すること…学生支援課

(4) 就職進路に関すること…就職進路課、障害学生支援室

- (5) 心身の健康に関すること…医務室、学生相談室
 - (6) 通信教育課程に関すること…生涯教育・通信教育課、障害学生支援室
 - (7) その他、学生生活に関すること…学生部長の判断により関連部局が対応する
 - (8) 入学試験に関すること…入学課、障害学生支援室
- (紛争の防止および解決等のための体制)

第5条 教職員の対応や合理的配慮の決定過程および内容について、疑義や不服のある障害のある学生の相談は、障害学生支援室にて受け付ける。

2 疑義や不服のある学生と教職員双方が合意形成に至らず、また、合理的配慮が提供されない状況が継続する場合については、京都橘大学人権委員会に関する規程に基づき解決を図るものとする。

(全学的な障害学生支援施策の検討および実施体制)

第6条 障害のある学生の差別解消の推進に関する全学的な施策の検討は、部局長会にて行う。

(教職員への研修・啓発体制)

第7条 本学は、障害を理由とする差別解消の推進を図るため、統括監督責任者と監督者の責務として、教職員および学生に対して研修・啓発を行う。

(事務主管)

第8条 この規程に関する事務主管は、学生支援課とする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、部局長会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、2021年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2021年7月20日から施行する。

附 則

この規程は、2022年4月19日から施行し、2022年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、2022年9月1日から施行する。